

ドローン等の飛行に係る届出書

令和 年 月 日

1 届出者（施設利用申込書記載の申請者の事項を記入する）

氏名

住所

電話

携帯

私は、スポーツ施設等においてドローンを飛行させるにあたり、航空法、恵那市スポーツ施設条例及び管理規則等関係法令、スポーツ施設等におけるドローン使用に関するガイドラインの内容を遵守して安全に飛行させることを届けます。

なお、当該飛行を原因として施設内で事故等が発生した場合は、届出者が一切の責任を負うことを承諾します。

2 飛行の内容

①飛行の目的

②飛行の日時 令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

③使用する施設

3 ドローンの機体に関する確認事項（）

- 機体の本体、バッテリー、カメラを含め、1機あたりの総重量は2kg以下である。
- 機体にはプロペラガードを装着すること。
- ドローンは、GPS、高度、姿勢保持、衝突回避等のためのセンサー機能を有している。
- ドローンは、位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有している。
- フェイルセーフ機能など安全設備を有している。
- 総重量 100g 以上の機体は機体登録されており、機体番号が添付されている。（令和4年6月20日以降）

4 操縦者の技能等に関する確認事項（）

- 航空法及び電波法、恵那市スポーツ施設条例等関係法令に関する知識を有し遵守する。
- 安全飛行に関する知識を有する。
(飛行の禁止区域・飛行の方法などの飛行ルール、気象に関する知識、取扱説明書に記載された日常点検項目等)
- 飛行前に各種確認が行える。
(第三者の立入りの有無・風速風向等の気象等周囲の安全確認等、燃料又はバッテリーの残量確認、通信系統及び推進系統の作動確認)
- GPS 等の機能を利用せず、安定した離陸、飛行、着陸ができる。
- 飛行中に不具合が発生した際、ドローンを安全に着陸させられるよう適切に操作ができる。
- 国土交通省航空局が定める「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に記載されている講習団体から技能証明を受けた者、もしくは国土交通省航空局による「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」を有する者である。

5 安全対策に関する確認事項（）

- 飛行当日、操縦者がアルコールを摂取した状態や体調不良など正常な操縦ができない状態での飛行は禁止する。

6 必要な書類を添付（）

- 賠償責任保険等の保険証書の写し
- 技能証明もしくは無人航空機の飛行に係る許可・承認書の写し